

第2種 法 令

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に関する課目

試験が始まる前に、このページの記載事項をよく読んでください。裏面以降の試験問題は、指示があるまで見てはいけません。

1 試験時間：15:30～16:45（1時間15分）

2 問題数：30題（14ページ）

3 注意事項：

- ① 机の上に出してよいものは、受験票、鉛筆又はシャープペンシル（H B又はB）、鉛筆削り、消しゴム、時計（計算機能・通信機能・辞書機能等の付いた時計は不可）に限ります。
- ② 計算機（電卓）、定規及び下敷きの使用は認めません。
- ③ 不正行為等を防止するため、携帯電話等の通信機器は、必ず、電源を切ってカバン等の中にしまってください。
- ④ 問題用紙の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁又は解答用紙の汚れなどに気付いた場合は、手を挙げて試験監督員に知らせてください。なお、試験問題の内容に関する質問にはお答えできません。
- ⑤ 試験終了の合図があったら、ただちに筆記用具を置いてください。
なお、試験監督員が解答用紙を集め終わるまで、席を離れてはいけません。
- ⑥ 問題用紙は持ち帰って結構です。
- ⑦ 不正行為を行った者は、受験資格を失ったものとみなし、試験室からの退出を命じます。また、試験終了後に不正行為を行ったことが発覚した場合、試験実施時にさかのぼり受験資格を失ったものとみなします。

4 解答用紙（マークシート）の取扱いについて：

- ① 解答用紙を折り曲げたり汚したりしないでください。また、所定の欄以外の余白には、何も記入しないでください。
- ② 筆記用具は、鉛筆又はシャープペンシル（H B又はB）を使用してください。また、記入を訂正する場合は、消しゴムできれいに消してください。
- ③ 解答用紙の所定の欄に氏名・受験地・受験番号を忘れずに記入してください。特に、受験番号は受験票と照合して間違えないよう記入してください。
- ④ 解答は、1つの問い合わせに対して、1つだけ選択（マーク）してください。2つ以上選択している場合は、採点されません。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「放射線障害防止法」という。）及び関係法令について解答せよ。ただし、問題文の『 』内の文章は、放射線障害防止法又は関係法令の条文を示し、項数は算用数字、号数は（ ）つきの算用数字で表す。条文は間に応じて上下を左右などにおきかえ、また、一部を省略して示す。

次の各問について、1から5までの5つの選択肢のうち、適切な答えを1つだけ選び、注意事項に従って解答用紙に記入せよ。

問1 放射性同位元素に関する次の文章の[A]～[C]に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第1条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項の放射性同位元素は、放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物（A）されているこれらのものを含む。）で、放射線を放出する同位元素の数量及び濃度がそのBごとにC定める数量及び濃度を超えるものとする。』

- | A | B | C |
|---------|----|-----------|
| 1 機器に装備 | 種類 | 原子力規制委員会が |
| 2 機器に装備 | 区分 | 政令で |
| 3 機器に装備 | 区分 | 原子力規制委員会が |
| 4 密封 | 区分 | 原子力規制委員会が |
| 5 密封 | 種類 | 政令で |

問2 密封された放射性同位元素のみの使用の許可を受けようとする者が、原子力規制委員会に提出する申請書に記載しなければならない事項として、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、次のうちどれか。

- A 使用の場所
B 使用の目的及び方法
C 使用施設の位置、構造及び設備
D 貯蔵施設の位置、構造、設備及び貯蔵能力
- 1 A B Cのみ 2 A B Dのみ 3 A C Dのみ 4 B C Dのみ 5 A B C Dすべて

問3 放射線測定器の校正検査を使用の目的として、100 メガベクレルの密封されたコバルト 60 を装備した照射装置のみ 1 台を使用している者が、事業所内において使用の場所を追加し、同じ使用の目的で 100 メガベクレルの密封されたコバルト 60 を装備した照射装置 1 台をあらたに使用することとなった。ただし、当該照射装置の種類、型式及び性能は、同一のものとする。この場合、あらかじめ、原子力規制委員会に対してとるべき手続きに関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものはどれか。なお、コバルト 60 の下限数量は、100 キロベクレルであり、かつ、その濃度は、原子力規制委員会の定める濃度を超えるものとする。

- 1 届出使用に係る変更の届出をしなければならない。
- 2 届出使用に係る使用の場所の一時的変更の報告をしなければならない。
- 3 許可使用に係る変更の許可の申請をしなければならない。
- 4 許可使用に係る使用の場所の一時的変更の届出をしなければならない。
- 5 許可使用に係る軽微な変更の届出をしなければならない。

問4 許可又は届出の手続きに関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 1 個当たりの数量が 10 テラベクレルの密封された放射性同位元素のみを業として賃貸しようとする者は、賃貸事業所ごとに、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。
- B 表示付特定認証機器のみを業として販売しようとする者は、販売所ごとに、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出なければならない。
- C 表示付認証機器のみを認証条件に従って運搬しようとする者は、工場又は事業所ごとに、かつ、認証番号が同じ表示付認証機器ごとに、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出なければならない。
- D 1個当たりの数量が下限数量の1,000倍を超える密封された放射性同位元素であって機器に装備されていないものののみを使用しようとする者は、工場又は事業所ごとに、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

- 1 A C Dのみ 2 A Bのみ 3 B Cのみ 4 Dのみ 5 A B C Dすべて

問5 表示付認証機器の使用をする者の届出に関する次の文章の [A]～[C] に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第3条の3 第3条第1項ただし書及び前条第1項ただし書に規定する表示付認証機器の使用をする者（以下「表示付認証機器使用者」という。）は、政令で定めるところにより、当該表示付認証機器の [A] に、次の事項を原子力規制委員会に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 表示付認証機器の第12条の6に規定する認証番号及び台数
- (3) 使用の [B]

2 前項の届出をした者（以下「表示付認証機器届出使用者」という。）は、同項各号に掲げる事項を変更したときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、[C]、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。』

A	B	C
1 使用を開始する前	場所	変更の日から30日以内に
2 使用を開始する前	目的及び方法	遅滞なく
3 使用の開始の日から30日以内	目的及び方法	変更の日から30日以内に
4 使用の開始の日から30日以内	場所	遅滞なく
5 使用の開始の日から30日以内	場所	変更の日から30日以内に

問6 次のうち、密封された放射性同位元素を業として賃貸しようとする者（表示付特定認証機器のみを業として賃貸する者を除く。）が、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出なければならない事項として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- B 放射性同位元素の種類
- C 賃貸事業所の所在地
- D 放射性同位元素の1個当たりの数量

1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

問7 貯蔵施設の技術上の基準に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 貯蔵室は、その主要構造部等を耐火構造とし、その開口部には、建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備に該当する防火戸を設けること。
- B 貯蔵施設のとびら、ふた等外部に通ずる部分には、さくその他の人人がみだりに立ち入らないようにするための施設を設けること。
- C 貯蔵箱の表面における1センチメートル線量当量率は、2ミリシーベルト毎時以下とすること。
- D 貯蔵箱は、耐火性の構造とすること。

1 A B Cのみ 2 A Bのみ 3 A Dのみ 4 C Dのみ 5 B C Dのみ

問8 許可の条件に関する次の文章の [A]～[C] に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第8条 第3条第1項本文又は第4条の2第1項の許可には、条件を付することができる。

2 前項の条件は、[A]を防止するため必要な[B]に限り、かつ、許可を受ける者に不当な[C]を課すこととならないものでなければならない。』

	[A]	[B]	[C]
1	被ばく等	最小限度のもの	義務
2	放射線障害	最小限度のもの	義務
3	被ばく等	最小限度のもの	制限
4	被ばく等	措置を講ずる場合	制限
5	放射線障害	措置を講ずる場合	義務

問9 次のうち、変更の許可を要しない軽微な変更に該当する事項として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 貯蔵施設の貯蔵能力の減少に伴う貯蔵容器に係る構造の変更
- B 使用の目的の変更
- C 放射性同位元素の数量の減少
- D 管理区域の拡大及び当該拡大に伴う管理区域の境界に設けるさくその他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設の位置の変更（工事を伴わないものに限る。）

1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

問10 次のうち、許可使用に係る使用の場所の一時的変更届に添えなければならない書類として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 使用の場所及びその付近の状況を説明した書面
- B 使用の場所を中心とし、管理区域及び標識を付ける箇所を示し、かつ、縮尺及び方位を付けた使用の場所及びその付近の平面図
- C 一時的に使用する場所の所有者の許可を証明する書面
- D 法人にあっては、登記事項証明書

1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

問11 次のうち、特定設計認証を受けることができる放射性同位元素装備機器として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。なお、これらの機器はその表面から 10 センチメートル離れた位置における 1 センチメートル線量当量率が 1 マイクロシーベルト毎時以下であるものとする。

- A 煙感知器
- B レーダー受信部切替放電管
- C 熱粒子化式センサー
- D ベータ線吸収式粉じん計

1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

問12 次のうち、表示付認証機器を販売しようとする者が当該表示付認証機器に添付しなければならない文書に記載する事項として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 設計認証に関する事項を掲載した原子力規制委員会のホームページアドレス
- B 当該設計認証に係る使用、保管及び運搬に関する条件
- C 当該機器について法の適用がある旨
- D 認証番号

1 A C Dのみ 2 A Bのみ 3 B Cのみ 4 Dのみ 5 A B C Dすべて

問13 使用施設等の基準適合命令に関する次の文章の [A] ~ [C] に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第14条

2 原子力規制委員会は、貯蔵施設の位置、構造又は設備が前条第2項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合させるため、[A]に対し、貯蔵施設の[B]、[C]を命ずることができる。』

[A]	[B]	[C]
1 届出販売業者	廃止	修復又は再製
2 届出使用者	移転	修理又は改造
3 届出賃貸業者	点検	改修又は再構築
4 表示付認証機器届出使用者	変更	補修又は変造
5 表示付特定認証機器の使用をする者	検査	取締又は改変

問 14 密封された放射性同位元素の使用の基準に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 密封された放射性同位元素を移動させて使用をする場合には、使用後直ちに、その放射性同位元素について紛失、漏えい等異常の有無を目視により点検すること。
- B 正常な使用状態においては、遮蔽壁その他の遮蔽物を用いることなく放射線による被ばくを十分に低くすること。
- C 自動表示装置を設けた室内で放射性同位元素を使用する場合には、非常口等の扉を外部から開閉できるようにするための措置を講ずること。
- D 使用施設又は管理区域の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示すること。

1 A C Dのみ 2 A Bのみ 3 B Cのみ 4 Dのみ 5 A B C Dすべて

問 15 保管の基準に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 貯蔵箱は、周囲の温度の範囲において、破損等のおそれがないこと。
- B 貯蔵箱について、放射性同位元素の保管中これをみだりに持ち運ぶことができないようするための措置を講ずること。
- C 貯蔵箱には、放射性同位元素の保管中これを保管している旨を表示すること。
- D 貯蔵施設には、その貯蔵能力を超えて放射性同位元素を貯蔵しないこと。

1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD

問 16 L型輸送物に係る技術上の基準に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 表面における1センチメートル線量当量率の最大値が5マイクロシーベルト毎時を超えないこと。
- B みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるよう、容易に破れないシールのはり付け等の措置が講じられていること。
- C 容易に、かつ、安全に取り扱うことができること。
- D 周囲の圧力を60キロパスカルとした場合に、放射性同位元素の漏えいがないこと。

1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD

問 17 1個当たりの数量が 11.1 メガベクレルの密封されたセシウム 137 を装備した照射装置のみを固定して取り扱う場所であって、取扱いの方法及び遮蔽壁その他の遮蔽物の位置が一定しているときの放射線の量の測定に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。なお、セシウム 137 の下限数量は 10 キロベクレルであり、かつ、その濃度は、原子力規制委員会の定める濃度を超えるものとする。

- A 放射線の量の測定は、作業を開始する前に1回行うこと。
- B 放射線の量の測定は、作業を開始した後にあっては、6月を超えない期間ごとに1回行うこと。
- C 放射線の量の測定の結果については、測定の都度記録すること。
- D 放射線の量の測定の結果についての記録は、5年間保存すること。

1 A C Dのみ 2 A Bのみ 3 B Cのみ 4 Dのみ 5 A B C Dすべて

問 18 外部被ばくによる線量の測定に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 放射線が中性子線である場合、男子にあっては胸部について1センチメートル線量当量を測定すること。
- B 放射線が中性子線である場合、女子にあっては腹部について70マイクロメートル線量当量を測定すること。
- C 放射線がエックス線又はガンマ線である場合、男子にあっては胸部について1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量を測定すること。
- D 放射線測定器を用いて測定すること。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合にあっては、計算によってこれらの値を算出することとする。

1 A B Cのみ 2 A B Dのみ 3 A C Dのみ 4 B C Dのみ 5 A B C Dすべて

問 19 次のうち、放射線障害予防規程に記載すべき事項として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 危険時の措置に関すること。
- B 放射線管理の状況の報告に関すること。
- C 健康診断に関すること。
- D 放射線取扱主任者の代理者に関すること。

1 A C Dのみ 2 A Bのみ 3 B Cのみ 4 Dのみ 5 A B C Dすべて

問20 教育及び訓練に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 取扱等業務に従事する者であって、管理区域に立ち入らないものに対し、取扱等業務に従事する前の8月1日に教育及び訓練を実施し、取扱等業務に従事した後は、次年度の7月30日に教育及び訓練を実施した。
- B 一時的に管理区域に立ちに入る者に対し、あらかじめ、放射線障害が発生することを防止するために必要な事項について、教育及び訓練を実施した。
- C 放射線施設に立ちに入る者に対する教育及び訓練の帳簿に、実施年月日と当該教育及び訓練を受けた者の氏名のみを記載した。
- D 放射線業務従事者のうち、教育及び訓練の項目又は事項の一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められた者に対し、管理区域に立ち入った後の教育及び訓練について当該項目又は事項を省略した。

1 ABDのみ 2 ABのみ 3 ACのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

問21 放射線業務従事者に対し、初めて管理区域に立ちに入る前に行う健康診断の方法としての問診及び検査又は検診のうち、医師が必要と認める場合に限り行うものとして、放射線障害防止法上正しいものの組合せは、次のうちどれか。

- A 放射線の被ばく歴の有無(問診)
- B 末梢血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率
- C 皮膚
- D 眼

1 ACDのみ 2 ABのみ 3 BCのみ 4 Dのみ 5 ABCDすべて

問 22 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置に関する次の文章の [A] ~ [D] に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第 23 条

- (1) 放射線業務従事者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、放射線障害又は放射線障害を受けたおそれの程度に応じ、[A]への立入時間の短縮、[B]の禁止、放射線に被ばくする [C] 業務への配置転換等の措置を講じ、必要な [D] を行うこと。
- (2) 放射線業務従事者以外の者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、遅滞なく、医師による診断、必要な [D] 等の適切な措置を講ずること。』

	[A]	[B]	[C]	[D]
1	放射線施設	取扱い	おそれのない	保健指導
2	管理区域	取扱い	おそれのない	保健指導
3	管理区域	立入り	おそれの少ない	保健指導
4	放射線施設	立入り	おそれのない	健康診断
5	放射線施設	立入り	おそれの少ない	健康診断

問 23 合併等に関する次の文章の [A]～[C] に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第26条の2

4 届出使用者である法人の合併の場合（届出使用者である法人と届出使用者でない法人とが合併する場合において、届出使用者である法人が [A]。）又は分割の場合（当該届出に係るすべての [B] 及び放射性汚染物並びに [C] を一体として承継させる場合に限る。）において、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該 [B] 及び放射性汚染物並びに [C] を一体として承継した法人は、届出使用者の地位を承継することができる。』

	A	B	C
1	存続するときを除く	放射線施設	貯蔵能力
2	存続するときに限る	放射線施設	貯蔵能力
3	存続するときに限る	放射性同位元素	貯蔵能力
4	存続するときを除く	放射性同位元素	貯蔵施設
5	存続するときに限る	放射線施設	貯蔵施設

問 24 使用の廃止等の届出及び使用の廃止等に伴う措置に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 放射性同位元素のみを使用する許可使用者が、その許可に係る放射性同位元素のすべての使用を廃止したため、選任されていた放射線取扱主任者に廃止措置の監督をさせた。
 - B 届出使用者が、その届出に係る放射性同位元素のすべての使用を廃止したため、放射線業務従事者の受けた放射線の量の測定結果の記録を使用の廃止の日から遅滞なく、原子力規制委員会に引き渡した。
 - C 届出使用者が、その届出に係る放射性同位元素のすべての使用を廃止したため、使用の廃止の日に、その旨を原子力規制委員会に届け出た。
 - D 表示付認証機器届出使用者が、その届出に係る表示付認証機器のすべての使用を廃止したため、使用の廃止の日から遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出た。
- 1 A B Cのみ 2 A B Dのみ 3 A C Dのみ 4 B C Dのみ 5 A B C Dすべて

問 25 密封された放射性同位元素（表示付認証機器又は表示付特定認証機器に装備されているものを除く。）の譲渡し、譲受け等の制限に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 届出使用者は、その届け出た種類の放射性同位元素を輸出することができる。
- B 届出賃貸業者は、その届け出た種類の放射性同位元素を輸出することができる。
- C 届出販売業者は、その届け出た種類の放射性同位元素を輸出することができる。
- D 許可使用者は、その許可証に記載された種類の放射性同位元素を輸出することができる。

1 A C Dのみ 2 A Bのみ 3 B Cのみ 4 Dのみ 5 A B C Dすべて

問 26 事故等の報告に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 届出使用者は、放射性同位元素の運搬における計画外の被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあっては5ミリシーベルトを超えるおそれのあるときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を10日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。
- B 表示付認証機器届出使用者は、放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を30日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。
- C 許可使用者は、放射線業務従事者について実効線量限度若しくは等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を10日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。
- D 届出使用者は、工場又は事業所内の人人が居住する区域における線量が、原子力規制委員会が定める線量限度を超え、又は超えるおそれがあるときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を30日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD

問 27 次のうち、第2種放射線取扱主任者免状を有する者を放射線取扱主任者として選任することができる事業者として、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 表示付認証機器及び密封された放射性同位元素を業として賃貸する届出賃貸業者
- B 密封されていない放射性同位元素のみを使用する許可使用者
- C 10テラベクレル未満の密封された放射性同位元素のみを使用する許可使用者
- D 密封されていない放射性同位元素のみを業として販売する届出販売業者

1 A C Dのみ 2 A Bのみ 3 A Cのみ 4 B Dのみ 5 B C Dのみ

問 28 放射線取扱主任者の義務等に関する次の文章の [A]～[C]に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第36条 放射線取扱主任者は、誠実にその [A] を遂行しなければならない。

- 2 使用施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入る者は、放射線取扱主任者がこの法律若しくはこの法律に基づく [B] 又は放射線障害予防規程の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、放射線障害の防止に関し、放射線取扱主任者の [C] を尊重しなければならない。』

	A	B	C
1	職務	命令	意見
2	義務	指導	助言
3	職務	指導	助言
4	義務	命令	助言
5	職務	指導	意見

問 29 密封された放射性同位元素のみを研究のために使用している届出使用者において、放射線取扱主任者が海外出張することになった。当該放射線取扱主任者がその職務を遂行することはできないが、放射性同位元素の使用を継続することとした。この出張期間中における放射線取扱主任者の代理者の選任に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 出張の期間が 40 日であったので、第 1 種放射線取扱主任者免状を有している者を、放射線取扱主任者の代理者として選任し、選任した日から 10 日後、原子力規制委員会にその旨の届出を行った。
- B 出張の期間が 10 日であったので、第 2 種放射線取扱主任者免状を有している者を、放射線取扱主任者の代理者として選任したが、原子力規制委員会にその旨の届出は行わなかった。
- C 出張の期間が 40 日であったので、放射線取扱主任者免状を有していない医師を、放射線取扱主任者の代理者として選任し、選任した日から 10 日後、原子力規制委員会にその旨の届出を行った。
- D 出張の期間が 5 日であったので、放射線取扱主任者の代理者の選任は行わなかった。

1 A B C のみ 2 A B のみ 3 A D のみ 4 C D のみ 5 B C D のみ

問 30 等価線量限度に関する次の文章の [A]～[C] に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

ただし、次の文章中、「前条第 4 号に規定する期間」は「本人の申出等により許可届出使用者又は許可廃棄業者が妊娠の事実を知ったときから出産までの間」とする。

『第 6 条 規則第 1 条第 11 号に規定する放射線業務従事者の各組織の一定期間内における線量限度は、次のとおりとする。

- (1) 眼の水晶体については、4 月 1 日を始期とする 1 年間につき 150 ミリシーベルト
- (2) 皮膚については、4 月 1 日を始期とする 1 年間につき [A] ミリシーベルト
- (3) 妊娠中である女子の [B] については、前条第 4 号に規定する期間につき [C] ミリシーベルト』

	A	B	C
1	500	腹部表面	5
2	200	胸部	2
3	300	胸部	1
4	300	胸部	5
5	500	腹部表面	2

